

## 小松市特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金交付要綱

令和8年3月25日

告示第225号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民を特殊詐欺被害から守るため、被害を防止するための対策機器（以下「対策機器」という。）の購入費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、対策機器の購入費を補助することにより、対策機器の普及を図り、もって市民の特殊詐欺被害を防止することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 次の各号の全てに該当する機能を有する固定電話機または固定電話機に外部接続可能な機器の購入に対し、補助金を交付する。

- (1) 呼出し音が鳴る前に電話をかけた者に対し自動で通話を録音する旨等の警告メッセージを流す機能
- (2) 通話の内容を自動で録音する機能

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市の区域内に住所を有し、かつ、市税の滞納がなく、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のみで構成される世帯に属する者
- (2) 日中、高齢者のみとなることが常態である世帯に属する者
- (3) 過去に特殊詐欺被害にあったことがある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特殊詐欺被害を受けるおそれ大きいと市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者が同一世帯にいる場合は、交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、交付対象者が当該年度中に購入した対策機器であって交付対象者が居住する場所で使用するもの1台の購入費とする。

2 次の経費は、補助金の交付対象経費とすることができない。

- (1) 対策機器の設置にかかる経費
- (2) 対策機器の配送にかかる経費
- (3) 付属品の購入にかかる経費
- (4) 付属サービスにかかる経費
- (5) 対策機器購入のためのポイント等利用相当額

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)であって、10,000円を上限とし、予算の範囲内とする。

(手続きに関する規則の適用)

第7条 市長は、補助金の交付申請から補助金の額の確定までにつき、規則第16条の規定を適用し、規則第5条から第14条までの規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請手続きに使用する様式は小松市特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)とする。

3 市長は、補助事業者が消費税及び地方消費税の課税事業者でないことから、規則第17条本文の規定を適用しない。

(手続きの期限)

第8条 規則第16条第1項の規定による交付申請兼実績報告は、対策機器を購入した日の翌日から起算して30日を経過する日又は購入した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(必要書類)

第9条 規則第16条第2項に規定する決定兼確定に必要なと認められる書類は、次のとおりとする。ただし、購入した対策機器が公益財団法人全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品目録に登載されているものである場合は、第2号の添付を省略することができる。

- (1) 対策機器の購入に係る領収書等（申請者の氏名、製品名、購入店舗名及び購入年月日の記載があるもの）
- (2) 第3条に規定する機能を有する機器であることが確認できる書類（カタログ又は取扱説明書等）
- (3) 申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる本人確認書類（住民票、運転免許証、マイナンバーカードその他本人を確認できる書類）
- (4) 補助金の交付にあたり必要な調査及び記録に関する同意書（様式第2号）
- (5) 申請者の振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開き等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和13年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、規則第18条から第20条までの規定は、同日以後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

【元号】 年 月 日

（あて先）小松市長

（申請者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※署名又は記名・押印

連絡先 \_\_\_\_\_

小松市特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金交付申請書兼実績報告書

小松市補助金交付規則第16条の規定により実績報告を兼ねて申請しますので補助金を交付くださるよう申請します。

補助年度		【元号】 年度						
購入金額（税込） ※第5条第2項各号を控除した額		金	万	千	百	十	一	円
交付申請額（購入金額の1/2） ※上限10,000円，1,000円未満端数切捨		金			0	0	0	円
購入した 対策機器	製造会社名							
	型 式							
	購入年月日	【元号】	年	月	日			
交付申請条件 □に✓ 又は □を■	<input type="checkbox"/> 高齢者のみで構成される世帯に属する者 <input type="checkbox"/> 日中，高齢者のみとなることが常態である世帯に属する者 <input type="checkbox"/> 過去に特殊詐欺被害にあったことがある者 <input type="checkbox"/> その他（ ）							

